

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年1月13日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ大島店

所在地 長岡市大島本町3丁目1番地57

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおりに

収容台数 224台

（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおりに

収容台数 81台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおりに

収容台数 60台

（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおりに

収容台数 20台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおりに

面積 268㎡

（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおりに

面積 42㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書に添付された図面のとおりに

容量 84㎡

（変更後）位置 届出書に添付された図面のとおりに

容量 10㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）

・株式会社クスリのアオキ 午前8時から午後12時

・株式会社ナルス 午前8時から午後12時

・有限会社写真のナンバーワン 午前8時から午後10時

（変更後）

・株式会社クスリのアオキ 午前8時から午後12時

イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）数 5箇所

位置 届出書に添付された図面のとおりに

（変更後）数 3箇所

位置 届出書に添付された図面のとおりに

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設1 午前6時から午後9時

荷さばき施設2 午前6時から午後9時

（変更後）荷さばき施設1 午前6時から午後9時

3 変更年月日

上記 2 の(1)の変更：平成29年 8 月22日

上記 2 の(2)の変更：平成28年12月22日

4 変更の理由

建物 2 において小売業を行う者が業務従事者に変更するため。

5 届出年月日

平成28年12月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成29年 1 月13日から平成29年 5 月13日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp